

横浜市乳幼児一時預かり事業 障害のあるお子様の受け入れについて

乳幼児一時預かり事業では、事前に児童状況書により申出いただくことで、障害のあるお子様をお預かりする際に、通常よりも施設側の保育者を増やして保育を行うことができる制度があります。

※お子様の障害の等級に応じて、対応する保育者の人数が異なります。

区 分	配 置
①	お子様3人に対して保育者1人
②	お子様2人に対して保育者1人
③	お子様1人に対して保育者1人

【制度の対象】

身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者手帳のいずれかを交付されているお子様

【手続き方法】

- ・施設の利用者登録時に、児童状況書を提出してください。
 - ・利用者登録以降でも、児童状況書の提出は可能です。
- ※いずれの場合も、提出資料として手帳の写しが必要となります。

【留意事項、その他】

- ・申出の際には、お子様の日頃のご様子等について、お話を伺います。安全に保育を実施するためですので、ご理解いただき、施設へご相談ください。
- ・施設では、制度に基づく保育者の増員を行った場合においても、安全に保育を実施することが難しいと判断する場合には、お子様の預かりをお断りする場合があります。
- ・申出にあたり、提出いただいた書類や情報については、こども青少年局子育て支援課に提出します。個人情報保護法及び条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の目的以外においては使用しません。
- ・制度の対象となるのは、児童状況書を提出いただいた日以降となります。
- ・手帳交付申請中の方は、手帳交付を受けてから児童状況書を提出してください。

【提出書類】

- ・児童状況書
- ・手帳のコピー お名前がわかるページ
お子様の等級区分が確認出来るページ

身体障害者手帳による区分表

	障害種別	区 分		
		③	②	①
0 ・ 1 ・ 2 歳 児 ク ラ ス	肢 体		1・2級	3・4・5・6・7級
	視 覚		1・2級	3・4・5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内 部			1・2・3・4級
3 ・ 4 ・ 5 歳 児 ク ラ ス	肢 体	1・2級	3・4級	5・6・7級
	視 覚	1・2級	3・4級	5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内部			1・2・3・4級

(愛の手帳(療育手帳)による区分表)

③	②	①
A 1、A 2	B 1	B 2

(精神障害者保健福祉手帳による区分表)

手帳所持	①